

## 優先度評価フロー（三宅島）

### （１）対象溪流の優先度に応じた分類

三宅島では、各対象溪流における既設砂防施設の有無・概成状況や土砂災害警戒区域等に含まれる保全対象の重要性等を考慮して、対象溪流の整備優先度を設定する。

#### 1) 整備優先度に関する指標

三宅島では、対象溪流の整備優先度を設定するにあたり、以下の指標を用いる。

- ✓ **既設砂防施設**：既設砂防施設は、土石流を捕捉・堆積させる効果を持つ土石流捕捉工、床固工、土石流堆積工、沈砂池工とする。
- ✓ **概成の基準**：整備の概成の基準は、施設の計画対象土砂量（次期噴火の降灰量を含めた見直し結果）や流木量に対する整備率とし、60%を基準とする。土砂・流木量に対する施設整備率 100%の達成は各溪流の施設の概成後に再検討とする。
- ✓ **重要施設**：重要施設は空港、ヘリポート、主要港湾・漁港施設や代替がきかない発電施設とする。
- ✓ **保全重要度**：避難所・要配慮者利用施設＞重要施設＞人家

## 2) 整備状況による優先順位

対象溪流は 81 溪流であるが、噴火以降の整備の進捗に差異が見られるため、既設砂防施設の整備状況および整備率を踏まえ、既設砂防施設がない溪流（以降、対象溪流Ⅰ）、土砂量に対して施設が概成していない溪流（以降、対象溪流Ⅱ）、流木量に対して施設が概成していない溪流（以降、対象溪流Ⅲ）と概成に分類した。なお、対象溪流Ⅰ、対象溪流Ⅱ、対象溪流Ⅲの順に整備を行うこととする。

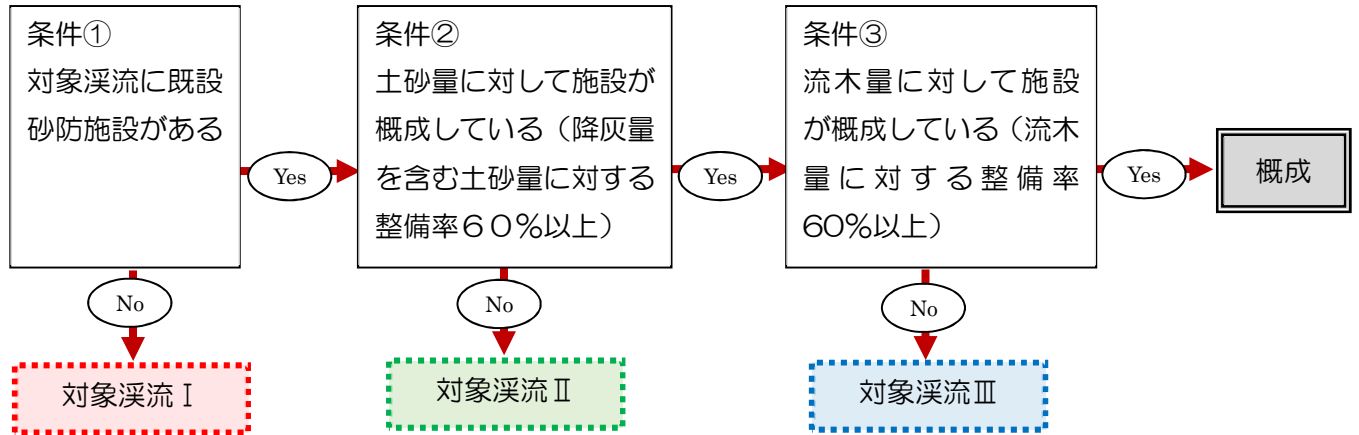


図1 整備状況による優先順位

## 3) 保全対象による優先順位

保全対象は、人命の保護を最優先に、避難所、要配慮者利用施設を最重要の施設とする。また、主要公共施設、避難経路の確保を目的とした施設や代替がきかない施設を重要施設とする。なお、人家は居住者が避難することを前提とする。保全対象の優先度は以下の通りである。

保全対象の優先度：「避難所・要配慮者利用施設」 > 「重要施設」 >> 「人家」

以上を踏まえ、当面は避難所・要配慮者利用施設、重要施設が土砂災害警戒区域等内にある溪流を優先的に整備することとする。

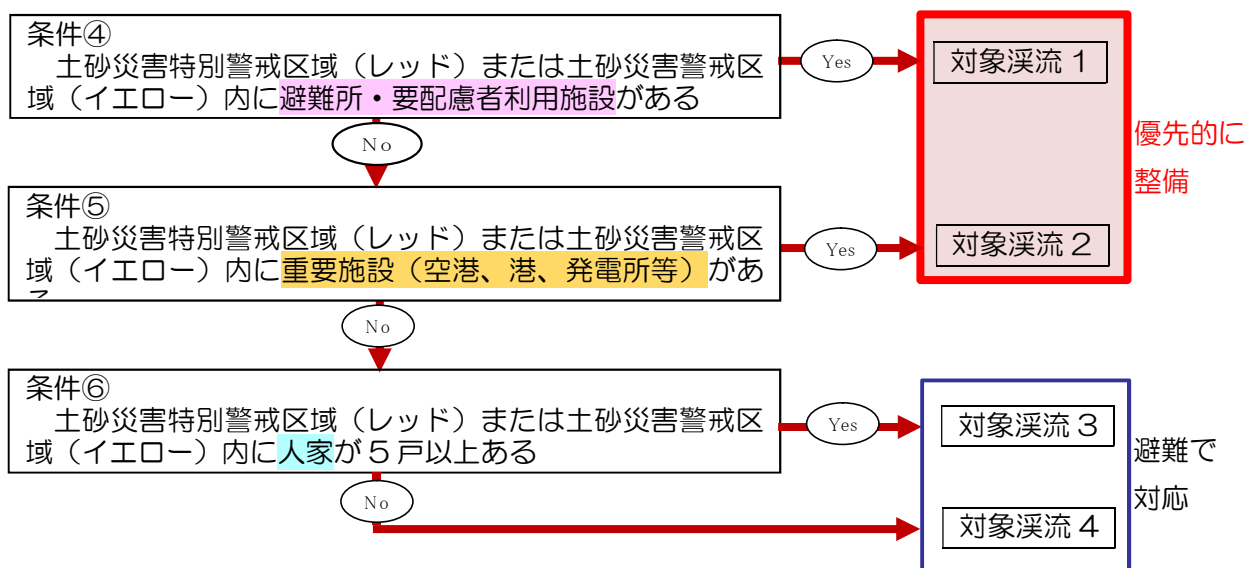


図2 保全対象による優先順位

## (2) 整備状況と保全対象を踏まえた整備優先度

恒久対策施設の整備を計画的に行うため、整備状況と保全対象を踏まえた優先度に応じて分類した対象溪流に対し、段階的な施設整備を実施する。

各溪流の整備状況および保全対象を踏まえた整備優先度に基づき、対策施設の段階的な整備を設定する。対策施設の段階的な整備は3段階に分けて行う。各事業では、次期噴火で想定される降灰量を含めた土砂量・流木量に対して概成させる。なお、流木対策は、第1期事業は新規施工時に、第2期事業は追加施設施工時に土砂に対する整備と合わせて実施する。第3期事業に関しては流木対策を実施する（図3）。

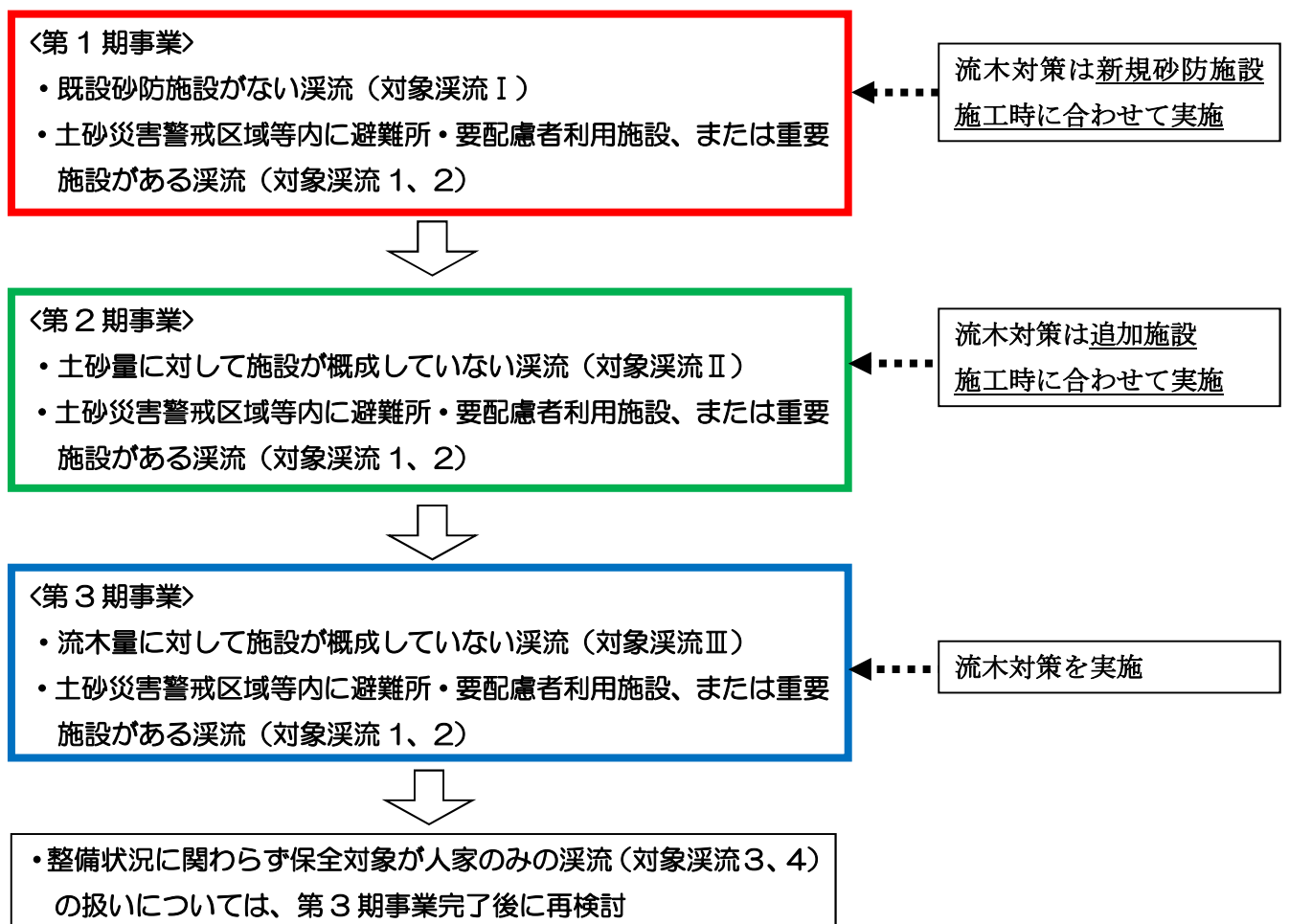


図3 施設整備事業の段階フロー